

令和5年度サプライチェーン全体のCO₂排出量見える化モデル事業仕様書

1. 事業名

サプライチェーン全体のCO₂排出量見える化モデル事業

2. 目的及び事業概要

2021年3月に策定した大阪府地球温暖化対策実行計画には、2050年カーボンニュートラルをめざし、2030年の府域の温室効果ガス排出量を2013年度比で40%削減する目標を掲げている。

この目標を達成するためには、府域の温室効果ガス排出量の5割以上を占める産業・業務部門の事業者による排出削減対策は重要であり、事業者が自らの事業活動だけではなく、原材料・部品調達や製品の使用段階も含めたサプライチェーン全体で脱炭素化に取り組む必要がある。さらに市場においてもサプライチェーン全体のCO₂把握・情報開示の重要性は日増しに強くなってきている。

また、計画期間の中間年にあたる2025年は、大阪・関西万博が開催されることから、今後の排出削減を加速していくために、万博開催によるインパクトを残すとともに、万博以降もレガシーを引き継いでいくことが重要である。

本事業では、大阪・関西万博の機会を活かして、府内事業者による脱炭素経営の浸透を図るため、会場内での利用も想定される品目を扱う業種を対象に、府域の特定事業者や先進技術を有する中小事業者等による製品のカーボンフットプリント（CFP）値を算定及び削減に向けたコンサル等をモデル的に行う。

3. 契約期間

契約締結の日から令和6年3月29日（金）まで

4. 委託上限額

34,672,000円（税込）

※本事業を実施するすべての経費を含む。

5. 事業内容及び提案を求める事項

本事業で実施する業務は、次の（1）から（3）とする。ただし、モデル事業内で（3）の業務までを確実に行うものとし、（3）で実施する業務の成果が十分に得られるよう（1）、（2）の事業内容を設計すること。なお、事業期間内であれば、（1）、（2）を実施した後であっても、（3）で構築する汎用的かつ簡便な算定モデルの充実のために補足的に（1）、（2）の事業を実施することを妨げない。

なお、事業の実施にあたっては発注者である大阪府と十分に調整をすること。

(1) モデル事業に参加する事業者の公募・採択

モデル事業に参加する事業者について、公募を行った上で3事業者以上選定する。具体的な事業内容・手順は、以下のとおりとする。

- ・モデル事業に参加する事業者の公募を行う。公募にあたっては、本モデル事業について幅広く周知を行い、大阪・関西万博会場内での利用が想定される品目（レストランで提供される食事やお土産で販売されるタオルやお菓子等）を扱う業種（食料品製造、繊維製品製造、生活用品製造等に関わる業種）かつ大阪府の地場産業となる業種を対象に、多くの企業が応募するよう努めること。
- ・モデル事業への参加のパターンは以下2つを想定しており、2パターン合わせて3事業者（共同参加の場合も1事業者とカウント）以上を採択する。選定にあたっては、業種間のバランスやモデル事業の波及効果に留意すること。また、食料品製造に関わる業種については、必ず1事業者は選定すること。

【申請パターン】

- ①メーカーが単独で参加
- ②メーカーと小売企業（インターネットを通じた電子商取引を含む）等が共同で参加
（申請者はメーカーとする）

（提案を求める内容）

- ①公募方法および周知方法、選定基準について、具体的に提案すること。
- ②想定するモデル事業者の業種や製品群の例について、大阪・関西万博会場内での利用が想定される品目を扱う業種かつ府域の特徴的な業種を踏まえて提案すること。

(2) 採択事業者を対象とした排出量算定の実施

(1) で採択した事業者を対象に、次のア及びイに示す事業を実施する。具体的な事業内容・手順は、以下のとおりとする。

ア 選定事業者におけるサプライチェーン排出量の算定

- ・算定対象は、製品（有形物）を対象とし、サービス（無形物）は対象としない。
- ・同一の生産ラインあるいは類似する製造方法により生産される複数の製品のまとまり（以下、「製品群」という。）を1つとみなし、5製品群を目安として、サプライチェーン全体の温室効果ガス排出量の算定を実施する。なお、選定する製品群によっては算定が複雑な場合もあることから、製品群の数及び同一製品群に属する製品等の数は、事業の執行に留意した上で整理・決定する。
- ・算定にあたっては、選定した製品群に活用できるPCRがすでに存在する場合は当該PCRを必要に応じて参照するほか、国や業界団体において示された代表的な算定方法・算定ツールがある場合は、それらも必要に応じて参照・活用すること。
- ・算定範囲は、原材料調達から廃棄・リサイクルまでライフサイクル全体を原則とし、GHGプロトコルに示された分類（下表）を参照して算定すること。
- ・算定方法は、ライフサイクルの各段階での各活動に伴う排出量を「活動量×排出係数」で計算し、それらを足し合わせていくことを想定しているが、一次データ（実測値・実績値）が活用できる部分があれば、可能な範囲で積極的に活用すること。また、一次データの収集が比較的容易な事項については、その項目及び推奨される具体的な収集方法についても示すことが望ましい。

- 二次データ（既存のデータベース等※から引用する数値）を活用する場合は、採択事業者の算定負担を考慮しつつ、より精緻な算定を可能とする排出原単位データベースを選択すること。その際、既存の排出原単位データベース中の排出原単位をより適切な排出原単位に変換（例：金額ベースの原単位を物量単位の原単位に変換、1つの製品の原単位を複数の製品の原単位に変換）して活用できないか検討すること。また、削減努力を排出量に反映できる（削減努力が数字に表れる）部分や排出量が多い部分を重点的に算定し、そうでない部分を算定対象外あるいは簡易算定とするなど、メリハリのある算定を実施し、算定の合理化を積極的に行うこと。

※ LCIデータベースIDEA (<https://sumpo.or.jp/consulting/lca/idea/>) 等を想定。

サプライチェーン排出量のイメージ



出典：環境省ホームページ

Scope3のカテゴリ及び該当する活動（例）

Scope3 カテゴリ	該当する活動（例）
1 購入した製品・サービス	原材料の調達、パッケージングの外部委託、消耗品の調達
2 資本財	生産設備の増設（複数年にわたり建設・製造されている場合には、建設・製造が終了した最終年に計上）
3 Scope1, 2に含まれない燃料及びエネルギー活動	調達している燃料の上流工程（採掘、精製等） 調達している電力の上流工程（発電に使用する燃料の採掘、精製等）
4 輸送、配送（上流）	調達物流、横持物流、出荷物流（自社が荷主）
5 事業から出る廃棄物	廃棄物（有価のものは除く）の自社以外での輸送（※1）、処理
6 出張	従業員の出張
7 雇用者の通勤	従業員の通勤
8 リース資産（上流）	自社が賃借しているリース資産の稼働（算定・報告・公表制度では、Scope1, 2 に計上するため、該当なしのケースが大半）
9 輸送、配送（下流）	出荷輸送（自社が荷主の輸送以降）、倉庫での保管、小売店での販売
10 販売した製品の加工	事業者による中間製品の加工
11 販売した製品の使用	使用者による製品の使用
12 販売した製品の廃棄	使用者による製品の廃棄時の輸送（※2）、処理
13 リース資産（下流）	自社が賃貸事業者として所有し、他者に賃貸しているリース資産の稼働
14 フランチャイズ	自社が主宰するフランチャイズの加盟者の Scope1, 2 に該当する活動
15 投資	株式投資、債券投資、プロジェクトファイナンスなどの運用
その他（任意）	従業員や消費者の日常生活

(提案を求める内容)

- ①製品群の選定にあたっての考え方を具体的に提案すること。
- ②算定するライフサイクル段階の各活動にかかる範囲およびデータ収集方法として想定される内容を提案すること。

イ 排出量削減に向けた提案

- ・対象製品群のサプライチェーン全体の温室効果ガス排出量の算定結果を検証し、ライフサイクルの各段階での活動単位で排出量削減にかかる改善手法を提案する。なお、改善手法の内容については、採択事業者と十分に相談し、事業規模にあわせた提案となるよう努めること。また、それらの実践により想定される削減効果も付して提示すること。
- ・改善手法について、Scope1,2においては、省エネ診断の実施等により精緻な対策内容を提示することまでは求めず、排出量の大きい作業工程や排出源に対して有効な対策例を提示すること。Scope3においては、アの業務で一次データを活用したものは有効な対策例を、二次データを活用したものは一次データを活用するための方策やその場合の有効な対策例を、可能な範囲で提示すること。これらの対策例の提示に当たっては、国内外の類似の事業者における先行事例など具体的な内容を盛り込むことが望ましい。また、一次データを効果的かつ効率的に収集するためのサプライヤーとの対話の方法など、事業者が取組みを進める上で参考となるノウハウも付加することが望ましい。
- ・加えて、国や地方公共団体、関係機関等が実施している最新の支援メニューに関する情報収集を行った上で、活用できるものを抽出して提示すること。

(提案を求める内容)

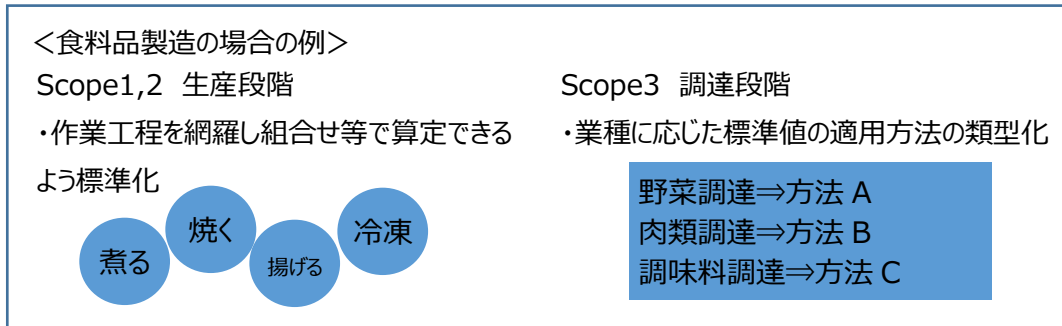
- ①改善手法を採択事業者に提示する際の手順を具体的に提案すること。

(3) 業種毎の汎用的かつ簡便な算定モデルの構築

(2)の業務により得られた事例をもとに、採択事業者における他の製品群や業種毎の類似の工程を有する他事業者などに応用・展開するためには、下図のイメージに示すような汎用的かつ簡便な算定モデルを構築する必要がある。具体的には、次のア及びイに示す業務を実施し、それらの成果物を1つのファイルに整理するなど事業者に展開するための算定モデルパッケージとしてとりまとめること。

また、ア及びイの業務で作成するシートを初見の事業者がスムーズに活用できるよう、シートの入力方法を記載した書類も作成すること。当該書類については、特にファイル形式は問わない。シート上へのコメント欄の付記等によりガイダンスを設けることで代えても良い。

算定モデルのイメージ



ア Scope1,2の算定モデルの構築

- ・製品単位でのCFP値の算定については、業種ごとに汎用化されたものではなく、各工程に使われる機器類のデータ収集などに多くの手間を要することから、業種毎に扱われることの多い工程を整理し、算定モデルを提示することで、工程の組合せや温度・時間の設定変更により他の製品群や他事業者を展開することをめざし、下図イメージのような業種毎の汎用的かつ簡便な算定モデルを構築する。
- ・算定モデルについては、業種毎において代表的な作業工程をプルダウン等で複数選択し、それらの稼働時間や設定温度等のパラメーターを入力することで排出量の試算を簡便に行えるようなシートを、Microsoft Excel上で作成すること。

(提案を求める内容)

- ①算定モデルの作成イメージ(仕様や算定項目等)がわかるサンプルを提案すること。

イ Scope3の算定モデルの構築

- ・GHGプロトコルにおいて15項目に分類されるScope3カテゴリのうち、調達するすべての原材料における最上流まで追跡しなければならない「1 購入した製品・サービス」や、採掘場所の状況調査が必要となる「3 燃料及びエネルギー活動」などは、データの入手が困難であり、収集すべき情報も膨大となることから、これらのカテゴリについては、詳細な調査・分析の代替として、下図イメージのような業種毎の特徴を捉えた標準値の適用方法を類型化したモデルを構築する。
- ・算定モデルについては、Scope3のカテゴリ別に整理することとし、業種毎に収集する必要がある代表的な内容をリストアップし、それらの標準値をどのデータベースの何を使うかをそれぞれの内容に紐づけ、事業者が情報収集を行い入力することで排出量の試算を簡便に行えるようなシートを、Microsoft Excel上で作成すること。

(提案を求める内容)

- ①算定モデルの作成イメージ(仕様や算定項目等)がわかるサンプルを提案すること。

6. 業務進行予定の作成

上記5. (1) から (3) にかかる業務について、業務委託期間内に計画的かつ効率的に進行できるように計画を立てて進行管理を行うこと。事業全体のスケジュール及び上記5. (1) から (3) の業務ごとのスケジュールを表形式で示したものを作成し、応募書類に添付すること。

7. 本事業にかかる一般原則

(1) 関係者との連絡・調整

本事業は、大阪府と十分協議を行いながら進めること。また、本事業の実施に必要な関係者との調整は受託者において行うこと。

(2) 物品等の購入について

事業に伴う物品購入や印刷物等は、大阪府グリーン調達方針（令和4年9月改定）に適合するものとする。

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/jigyotoppage/greenchotatsu.html>)

(3) 著作権及び使用料について

上記5. (1) から (2) に含まれる著作権及び使用料等の費用については、すべて委託金額内に含むものとする。また、契約期間終了後に、大阪府がその保有する広報媒体等を活用して活動実績の公表等を行うにあたり、使用料等が別途発生しないようにすること。

(4) 本事業にかかる個人情報保護義務

上記5. (1) から (3) の実施においては、事業者に関する情報など事業上知り得た個人情報を紛失し、又は事業に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。

また、他の機関等に応募者の個人情報を提供する際には、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続きにより行うとともに、当該機関等との間で個人情報の保護に関する取り決めを交わすなど、適切な措置を講ずること。

(5) その他

- ・事業遂行にあたっては常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけること。
- ・本事業の実施で得られた成果、情報（個人情報を含む）等については大阪府に帰属する。
- ・提案内容については、大阪府と協議を行いながら真摯に履行すること。
- ・別途、大阪府が指定する会議等がある場合、出席すること。

8. 再委託

再委託は原則禁止する。ただし、印刷物の作成等、専門性等から一部を受託者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、再委託により実施することができる。再委託を実施する場合は、以下に基づき、大阪府と協議し、承認を得ること。

(1) 次のいずれにも該当しない場合に限り、やむを得ないと認める部分について、再委託を承認する。

- ① 事業の主要な部分を再委託すること。
- ② 契約金額の相当部分を再委託すること。
- ③ 競争入札における他の入札参加者に再委託すること。
- ④ 随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。

(2) 承認する場合に付する条件

- ① 受注者は、事業の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託する期間、再委託に要する費用、委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。
- ② アの場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を順守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。なお、委託内容・指導内容を具体的に明記した委託契約書、完了報告書等を整備するとともに、発注者の求めに応じて提出しなければならない。
- ③ 受注者は、再委託先に対して本事業の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。
- ④ 受注者は、再委託先に対して、本事業の主旨及び大阪府の委託事業であることを説明し、本委託事業の関係書類等を本事業終了後、翌年度4月1日から起算して5年間保存するとともに、発注者からの求めに応じて、受注者が実施する調査への協力について承諾させることとする。なお、再委託先の承諾が得られない場合は再委託をしてはならない。
- ⑤ 再委託先の選定については、経済性の観点から、可能な範囲において相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定（一般の競争等）しなければならない。なお、経済性の観点によらず内容の優劣により選定する等、相見積りを取っていない場合又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を発注者に提出し協議しなければならない。
- ⑥ 受注者は、委任した事務、事業が終了したかどうかを完了報告書により確認しなければならない。なお、完了報告書には、検収日を記載し、検収担当者が押印するものとする。
- ⑦ 再委託先への支払いは受注者の名義で行うとともに、銀行振込受領書等により支払の事実（支払の相手方、支払日、支払額等）を明確にしなければならない。

9. 提出物

受注者は、契約書に定める提出物及び事業の成果品（作成した大阪版 CFP の簡易算定シート並びに大阪版 CFP のラベルデザイン）について、電子媒体（別紙電子媒体附則による）にて下表の通り提出するものとする。なお、提出部数は各 1 部とする。

	提出物	提出期限	提出先
1	業務責任者及び個人情報の取扱いに係る作業責任者の設定・変更報告	設定・変更時	大阪府環境農林水産部 脱炭素・エネルギー政策課 大阪市住之江区南港北 1 - 1 4 - 1 6 大阪府咲洲庁舎 2 2 階 電子メールアドレス： eneseisaku- 03@gbox.pref.osaka.lg.jp
2	業務実施計画書（A 4 版）	契約締結後 14 日以内	
3	事業結果報告書（A 4 版） （5 で実施した事業結果を含む）	事業完了後 20 日以内又は令和 6 年 3 月 29 日のいずれか早い日まで	
4	その他、契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承認及び解除	必要に応じて随時	

10. 留意事項

（１）物品等の購入について

業務に伴う物品購入や印刷物等は、大阪府グリーン調達方針（<http://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/jigyotoppage/greenchotatsu.html>）に適合するものであること。

（２）著作権及び使用料について

- ・「5. 事業内容及び提案を求める事項」に含まれる企画、データ等一切の著作権及び使用料等の費用についてはすべて委託金額内に含むものとする。
- ・本事業における成果物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める権利を含む。）については、大阪府に帰属するものとする。また、本事業終了後においても大阪府がその保有する広報媒体等を活用して公表等を行うにあたり、著作権使用料等が別途発生しないようにし、自由に無償で使用できるものとするとともに、著作者人格権（著作権法第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項に定める権利を含む。）の行使をしないこと。
- ・本事業による成果品については、使用料、その他名目の如何を問わず、使用の対価を一切請求することができない。
- ・成果物については、大阪府及び大阪府から許諾を得た第三者の自由な使用を認める。
- ・成果物に使用されるすべてのものは、必ず著作権等の了承を得て使用すること。
- ・成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は大阪府に生じた損害を賠償しなければならない。

11. その他

仕様書及び要領に記載のない事項については、大阪府と受注者との間で協議して定めるものとする。